

広島県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
トータル・ケアサンライズ宮浦訪問看護ステーション	サンライズ訪問看護ステーション	三原市宮浦六丁目六番五号	平成二九年六月一日
訪問介護サンライズみはら	ホームヘルパーステーションサンライズ大池	三原市宮浦四丁目四番一九号	平成三〇年一〇月一日
ニックスケアデイサービスセンター府中浜田	ニックスケアデイサービスセンターみくまり	安芸郡府中町浜田四丁目六番七号	平成三〇年一月二二日
医療法人秋本クリニック	医療法人秋本外科	安芸郡海田町稻荷町三番三四号	平成二四年四月一八日